

第7回 神奈川県営水道懇話会 専門部会 議事要旨

日時・令和2年9月18日

場所・都道府県会館 神奈川県東京事務所 会議室（東京都 永田町）

部会員・作新学院大学名誉教授 太田 正

公益社団法人日本水道協会研修国際部国際課長 渋谷 正夫

EY 新日本有限責任監査法人 シニアマネージャー公認会計士 高橋 晶子

東洋大学 国際学部国際地域学科教授 沼尾 波子

（五十音順・敬称略）

1・議事内容

これからの時代に相応しい料金体系のあり方の検討について

- ・総括原価の基本料金、従量料金への配分基準
- ・基本水量
- ・水道利用加入金

○ 論点と部会員の意見（概要）

論点	部会員の意見（概要）
【論点①】 総括原価（固定費）の基本料金、従量料金への配分基準	<ul style="list-style-type: none">○ 人口減少に伴い使用水量も減少していく中で従量料金にウェイトを置いておくと減収になってしまうので、出来るだけ基本料金にシフトしていく方向性となるのではないか。○ 基本料金の負担能力にどの程度目配りするかということも、基本料金と従量料金の配分に関して出てくる。○ 収入の安定を図る上でどこにウェイトをかけるのか、基本料金を底上げする部分と基本水量の見直しをどのように調和しながら政策目的を見出していくのかが課題である。
【論点②】 基本水量	<ul style="list-style-type: none">○ 一定の水使用を促すという公衆衛生の観点で基本水量が付与された経緯がある。現代においてはその意義が薄れてきていたが、新型コロナウイルスの発生により基本水量の意味を再認識していくことが求められている。○ 日本水道協会のアンケート結果の中に、単身世帯は基本水量内で生活が賄えてしまい節水のインセンティブが下がるような話があった。節水のインセンティブが得られる基本水量に減らしていくのが良いのではないか。

<p>【論点③】 水道利用加入金</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 日本水道協会では昭和 54 年 8 月を最後に加入金要領の見直しを行っておらず基準自体が死に体となりつつあるが、現実的には水道事業体の 8 割が加入金を徴収しており、そのギャップをどのように埋めるかが課題である。○ 一定期間の後に歴史的使命を終える形で取り扱う必要があるだろう。
--------------------------	--